

平成25年第1回多賀城市議会定例会会議録（第5号）

平成25年2月25日（月曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一  
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典  
会計管理者 紺野 哲哉  
教育委員会教育長 菊地 昭吾  
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃  
水道事業管理者 佐藤 敏夫  
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳  
◎事務局出席職員職氏名  
事務局長 伊藤 敏明  
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志  
主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本会議 5 日目でございます。本日も慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 5 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において松村敬子議員及び阿部正幸議員を指名いたします。

---

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

先日引き続き質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11 番松村敬子議員の登壇を許します。

（11 番 松村敬子議員登壇）

○11 番（松村敬子議員）

通告に従い、地域防災力向上について質問いたします。

早いもので、東日本大震災から間もなく 2 年を迎えようとしております。私たちはこの震災で多くの教訓を得ました。その一つが、災害発生時における自主防災組織の活動が被害の軽減につながり、その活動がいかに重要であるかということです。自主防災組織とは、自分

たちの地域は自分たちで守ろうとの意識で、地震災害等の被害軽減を目的とし、地域住民によって自主的に結成された防災組織のことで。

本市では、宮城県沖地震がかなり高い確率で発生すると予測されていたことから、平成 18 年より自主防災組織推進事業が開始され、平成 22 年度では 47 行政区中 44 行政区、組織率 96%とかなり高い割合で自主防災組織が結成されておりました。しかし、今回の大震災のとき、その機能、役割が十分に発揮されたかといえ、そうとは言いがたい現状でありました。それでも現在の自主防災組織率は、47 行政区中 46 行政区、組織率約 98%までに拡大しております。これは今回の大地震を経験したことで、誰もが自主防災組織の必要性を実感しているからではないでしょうか。

そこで、今後も巨大地震などさまざまな災害が予測されることから、東日本大震災の教訓を生かし、地域の防災力向上がますます求められております。そのためには、自主防災組織が救出、救護、避難誘導などの防災活動を実施していく上で必要な防災資機材等を備え、リーダー的人材を育成していく公的支援が必要ではないでしょうか。そこで、今、地域防災リーダー的存在として注目されているのが防災士です。災害の専門知識、技能を身につけた防災士は、阪神淡路大震災を教訓に始まった制度で、平常時には防災意識の啓発、自主防災組織や職場での防災計画立案、訓練の実施に取り組みます。また、大規模災害が発生すると公的機関も被災し、消防、警察、自衛隊などの救援には一定の時間がかかることから、この間、防災士は住民とともにその場のリーダーとなって初期消火、救援、搬送、安否確認、避難所開設等の対応に当たり、被害の軽減に寄与します。今回の東日本大震災の被災地でも、全国から駆けつけた防災士は学んだ知識や技術を生かして活躍されたと伺っております。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、地域社会のさまざまな場で減災及び地域防災力向上のために活動が期待され、かつその十分な意識と一定の知識、技能を有する者として特定非営利活動法人日本防災士機構の承認登録を受けた人をいいます。承認登録を受けた防災士は、防災に関する知識と実践力を身につけ、地域や職場の防災リーダーとして認められます。また、災害に備えて研さんし、自分の命だけでなく周囲の人々を助ける安全安心の担い手として期待がますます高まっており、各自治体、企業等においてもその育成に力を入れております。

私たち公明党市議団 3 名は、2 月 5 日、埼玉県春日部市の防災士養成講座事業を視察研修してまいりました。春日部市は災害に強いまちづくりを目指し、市民の防災意識の普及啓発と防災力向上のため、防災に関する知識や実践的な技能を学習して地域における災害の備えを促進するため、防災士養成研修講座を開催しております。この事業は平成 18 年からスタートし、各行政区の防災組織から参加者を推薦していただき、その方を対象に講座を実施しております。防災士資格を取得するための受講料、受験料、登録料など 1 人当たり 6 万 1,000 円かかる費用は市が全額助成補助します。平成 18 年から 23 年度までの 5 年間で 20 名の防災士を養成しましたが、東日本大震災を受け、地域防災力向上とその促進を図るために防災士の増員を目指しました。今までは東京に赴き講座を受講していましたが、50

名以上の受講者なら地元の開催も可能とのことから、24年度は市内で講座を開催し、その結果、一挙に52名の防災士が誕生しました。現在、職員も含め72名の防災士を育成し、地域防災力向上促進に努めています。

したがって、本市でも東日本大震災の教訓を踏まえ、円滑な自主防災組織の運営、活動を担うしっかりとした防災知識を持つリーダー育成のため、防災士行政研修講座事業を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。本市の見解をお伺いいたします。

市長の前向きな御答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答え申し上げます。

防災士の資格は、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した研修を履修し、資格取得試験に合格するとともに、公的団体等が行う救急救命講習を修了することで取得することができるものです。一部の自治体でこの資格取得に係る費用を助成していることは認識しており、本市においては20人を超える方々がおのおの研修を受講し、その資格を取得しております。

一方、本市においては、地域における自主防災組織の充実を図るため、独自に地域防災リーダー育成講座を実施しており、その受講者も300人を超えております。この講座は防災士資格取得の研修内容とほぼ同様であり、受講者の方々には防災士の資格をお持ちの方同様に自主防災組織での活躍を期待しているところでございますので、まずは費用のかからないこちらの受講をお勧めしたいと思います。

市としましては、今後地域防災の充実を図るためにもこれらの皆さんの協力をいただけるよう努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

11番松村敬子議員。

○11番（松村敬子議員）

何かすごいあっさりとした答弁でありましたけれども、わかりました。そういうことかなと思います。

それで、なぜ私が防災士が本市にも必要かということなんですが、先ほどの質問の中でも触れましたように、やはり今回みたいな大災害になると本当に避難所生活というのが余儀なくされます。そういうときに、多分皆さんも全員が経験したことだと思いますけれども、やはり避難所に行ったときに、そこに来て、皆さんパニックになって来ている状態の中に、本当に冷静にその人たちに安心してもらえるように対応してくれるような、そういう方がいるといたないとは全然違うなということを私も今回感じました。

例えば、やはり防災に対する高い意識、専門的知識を持った人がいるかどうかによってその

避難所の状況は違ってくると思ったのは、私も当日行ったときに、避難所にすぐ私とうちの母と、うちの近所にいる高齢者の方、皆さん寒くて、外に出て震えていました。なので、私はすぐ帰ったときに、そういう方がいたので、とにかくうちの中には入れない状態なので、避難所とにかく行きましょうということで、その近所の方四、五人乗せまして、うちの母も含めて避難所に連れていったんですね。そして、まず置いて、ここでとにかく待っててということで、私はまた市内をちょっと回ったんですけども、夜暗くなって避難所に行きましたら、本当に真っ暗だし、毛布もない、暖房もだるまストーブ何個か体育館の中にあるような状況の中で、そういう過ごしているような状態でありました。そこはどこでもそうだったと思うんですけども、そういう状態を見たり、あと何日かたつと長期断水がありましたよね。そういう中で、本当に皆さんが情報が来なくて、給水を待って公園に皆さん並んでいた。そのとき、私もそこに何回か顔を出したときに、本当に市に対してすごい皆さんから厳しい声をいただきました。全然情報が入らないとか、何でこんなに待たせるんだとか、何でもっと水がもらえないのかとか、そういうお話とかもいただきましたし、あと障害者の方の声もいただいたんですけども、本市では自主防災組織があるので、事前に高齢者とか介護を受けている人、また障害者の方が災害に遭ったとき、そういう人たちを避難させるために、どこに誰がいるかということをも多分把握していたんですね。そういうふうにして把握してもらっていたので、多分誰か私のことを自宅まで助けに来て避難所まで連れていってくれるんじゃないかと思って待っていたという障害者の方がいました。でも誰も来なかった。じゃ前に調査したのは何だったのかという、そういう声なんかも私いただいてたんですね。そういうことから、やはり本当にそういう専門的な知識と技能を持ったそういう方が地域にいて、自主防災組織が訓練を受けているというのは本当に違うなということを感じていた次第であります。

そういった意味から、あと避難所の厳しい状況というのは、職員の方も現場に入ってそういう厳しい状況というのは現場で対応した職員の方はそのときの状況というのは実感してらっしゃると思うんですけども、本当にそういうような状況でありました。そういうことから、やはり自主防災組織はあったにしても、いざとなったとき機能しないような状況ではなかなか意味がないのかなというふうに思うんですね。そういうことから私はそういう専門的な知識を受けた防災士が必要ではないかということで今回質問させていただいているところであります。

それで、ちょっとお伺いいたしますが、先ほどの回答の中で本市に防災士は約20名ぐらいいるというお話でありましたけれども、どこまで把握しているかわかりませんが、多賀城市の庁内の中に防災士が何名いるのか、あと今、多賀城市に自主防災組織がありますね。その中に防災士がいる自主防災組織があるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ちょっと細かいことですので、私のほうからお答えできる部分についてはお答えしたいと思います。

まず、庁内に防災士はいるかということにつきましては、1名、交通防災課に職員がおります。各地区の自主防災組織の中にどれだけいるかということにつきましてはちょっと掌握しておりません。全体で現在把握しているところでは25名の防災士の方がいらっしゃるということでございます。

○議長（板橋恵一）

11番松村敬子議員。

○11番（松村敬子議員）

庁内に1名ということで、市内に25名がいるということでありまして、多分この方は企業とか、あと多賀城市は自衛隊があるので、自衛隊さんのほうからそういうものを受けさせていただいて資格を持っていらっしゃる方が大体そういう形なのかなというふうに思います。ですから、そういう意味で本当に専門的な知識と技能をした人が、市民の中には、自主防災組織の中にはほとんどいないんじゃないかなというのが現状だと思います。

それで、先ほど防災育成講座をやっているの、そちらで受けて皆さんやっていただきたいという御答弁でありました。市長の答弁の中には防災士のこれと同じような内容なのではないかと申し上げたけれども、きょう皆さんのほうに配付資料、こちらお渡しさせていただきましたけれども、これ見て同じだとは誰も思わないと思うんですけれども、全然カリキュラムの内容も違いますし、時間も全然違うんですね。こっちの防災士講座のほうのカリキュラムはこういう内容になってますし、2日間にわたってやるんですけれども、約15時間の授業といたしますか、講座を受けるんですね。そして試験もありまして、きちんとその試験をパスしないと資格がいただけないという内容であります。多賀城市のこちらのほうは342名の方が今まで、平成6年からですか、こちら始まっているのは、342名の方が受けていると思うんですけれども、講座の内容を見ますと全然違いますよね。ですから、本当にこれが同じような内容だとはとても思えませんし、その人たちが取得した技能ということも全然格段の差があるということは明確だと思います。ですから、そういう意味で、そういう地域の防災力を上げる意味からも防災士の養成は大変大事だと思います。内容から見ると本当に子供と大人の内容というか、アマとプロの違いのあるくらいの内容であると私は感じました。そういう意味で、簡単にちょっとやる予定はないということじゃなくて、もう少し検討する余地があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

松村議員おっしゃったことはよくわかります。防災士と防災のリーダーですか、その差は、それは防災士研修講座の講師を見ると中身が違うというのはわかりますけれども、今、防災士がいっぱいいるのは確かにいいことかもしれません。でも、松村議員御存じのように、多

賀城市では去年 13 地区に分けて振り返り事業というのをやりましたよね。あれをよく振り返り事業を見直して地域防災計画の見直しというふうなことも今やっているわけでございまして、ことしの恐らく夏かその辺までには大体地域防災計画の見直しも図れるんじゃないかなというふうに思いますし、先ほど事例として障害者の方々あるいは介護を受けている方もさっぱりバックアップに誰も来なかったみたいな話も松村議員からお話があったように、いろんなところで今回の大震災は多賀城にとってこれらの防災をどうしたらいいか、また減災をどうしたらいいかという視点から今やっているわけでございまして、その中でどういう仕組みづくりをやったらいいか、防災士もその中の一つだというふうに捉えるべきだと私自身は思っております。ですから、その中で、やはり防災士をもっとふやすべきだという意見が出てくればそちらのほうに傾注しなくちゃいけないでしょうし、ですから今からその辺の検証を重ねながら今後のことも頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

うちのほうはこれの防災リーダーの完了者が一応 342 人もいるということです。これは結構いるほうじゃないかなと思ひますし、例えば 47 行政区ありますけれども、47 行政区でも津波避難に関してはどこの地区がよかったかというのは大体わかってきましたし、そのいい地区をまねようとか、じゃそのためには何をしたらいいのとか、いろんな仕掛けとか、これからそういう仕掛けをもっともっとつくっていかねばいけないんだろうと思ひますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

今後もし検討して必要であれば取り組んでいきたいというような御答弁があったかと思ひますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思ひます。この防災士の育成に取り組む自治体が大変ふえております。私たちはたまたま今回春日部市のほうに行きましたけれども、ネットで見ただけであればわかると思ひますけれども、かなりの自治体が取り組んでおります。

それで、市民に対して啓発するだけじゃなくして、今、職員みずから全員この防災士の資格を取んなきゃない、取ったほうがいいということで取り組んでいる自治体も随分ふえております。例えば栃木県の栃木市、これは市長初め全職員 618 人全員が防災士の取得、取らせるといふことで発表されております。また、荒川区もそうであります。ここも全職員が資格を目指して取り組んでいるということで、そのほかいろいろありますけれども、そういうふうには、やはり今回の避難所のいろんな運営に当たって、職員の方が防災士の資格を持っているか、持っていないか、そういう訓練を受けているかどうかということで避難所の運営というのは随分違ってくるというのは多分職員の方、担当された方はみずから感じていることだと思ひますので、やはり多賀城市もこういう方向で進むべきじゃないかなと思ひます。一番問題なのは多分財源の問題かなと思ひますね。それが一番のネックだと思ひます。い

いのはわかっているんだけど、なかなかそういう財源を考えるとということが当局のほうの一番の思いだと思います。

実は新聞に最近載ったんですけども、今回、東北福祉大学で防災士研修というのを3月9日、10日にやる内容で新聞に載っていました。こちらは200名募集で4万円でやるということで載っておりました。そういうことから、やはり2市3町がまとまるとか、そういう形になれば、数が集まれば値段も下げられるということなのかなと思いますので、3月9日、10日には間に合いませんけれども、本市におきましても防災士養成、育成を視野に入れて検討していただきたいなと思います。

私が防災士の育成が多賀城にとって大事だと思うもう一つの理由をお話ししますと、本市は減災パーク構想ということで、こういうふうにして取り上げております。そこで、減災リサーチパーク構想ということで、津波復興拠点整備、こちらにそういう減災をテーマとしたような企業誘致をしていこうということが上げられているように私は聞いているんですけども、またこの前は東北大学と災害科学ですか、そちらのほうの研究所と連携をとったりもしていますし、あと多賀城高校が今度防災学科ですか、そちらが出るということも発表されております。やはり多賀城のイメージとして復興ミュージアムですか、震災ミュージアム、津波ミュージアムなどの誘致なんかも視野に入っているわけですので、そういったことからやはり多賀城市自身が防災、減災に対して力を入れているということを示す意味でも防災士の育成ということも大変有効な事業じゃないかなと思います。市のイメージアップにもつながるかと思しますので、ぜひ前向きに取り組んで、ぜひ実施する方向でやっていただきたいなと思います。防災組織は組織率じゃなくて中身が大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思いますが、もう一度お願ひいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

これから、前にもお話ししたと思いますけれども、減災都市宣言という、恐らく1年か2年ぐらいかかるんじゃないかなと思いますけれども、どういふプロセスでいったら減災都市宣言ができるかということも視野に入れなくちゃいけないというふうに思っております。ですから、振り返りの事業もということで先ほどお話し申し上げましたように、全体としてどうすればそういうものができ上がるかという中でこの件は考えなければいけないだろうなというふうに思っています。

栃木県の栃木市というのは、来年度から職員派遣をお願いしてあります。市長から1人出しますからということで、私の個人的な関係でお願ひしたところ、そちらからも派遣していただくことになったもんですから、その栃木市の内容はつぶさに聞けるかなというふうに思っております。

前向きにというお話がありましたけれども、減災都市へ向けてのそのプロセスの中で防災士がどのくらいいいのかわかるかというふうなことも斟酌していきたいということでござい



ますから、御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員の登壇を許します。

（10番 森長一郎議員登壇）

○10番（森 長一郎議員）

おはようございます。

私の一般質問は大綱3点の5問であります。

まず最初に、東日本大震災関連ですが、間もなく発災より2年になろうとしており、多賀城市の復興計画の復旧期の最終年度を迎えております。いわゆる復興期への橋渡しの大事な時期とも言えます。国・県の多重防御と整合性を図りながら、多賀城市においては現地再建を基本とし、最も津波被害の甚大だった宮内地区の方々との懇談会も住民の方々の意向に沿いながら土地区画整理組合成立の方向へと一歩前進、被災住宅再建のための公的支援策にも若干期待が持てる施策が示されるようでありまして、さらに災害公営住宅の建設など現在仮設住宅やみなし仮設住宅で市内外で不自由な生活をされていらっしゃる方々にもやや明るい希望が見えてきており、多賀城市の人口推移も災害前に戻りつつあるようであります。

しかし、その生活を支える企業の撤退による雇用への影響、被災された中小零細企業の支えとなり得るさらなる公的支援策はもちろん必要であります。さらに民間活力が並行して復興されることが肝要と思われるのであります。県の減災リサーチパーク構想への補助による減災パーク事業や企業誘致など、震災以前より市長を先頭に全庁を挙げて対応している職員の皆様には敬意を表するものであります。

東北広域にわたるほとんどの被災地で震災以前より企業誘致合戦は激化していることは確かであります。そこで、我が多賀城市において減災都市宣言を表明し、市民の安心安全を高め、企業誘致による雇用の創出、生活の再建に復興再生へのスピード感のある道筋を示してはいかかかと思ひ、当局の意向を伺うものであります。

次に、新年度4月から6月までの仙台・宮城デスティネーションキャンペーンについての質問であります。

市長の施政方針の中でも、多賀城市観光協会との連携による歴史文化遺産の観光資源活用、あやめサミットの開催での本市の復旧状況の報告等を述べられました。まさにそのとおりであります。他市町と広域に連携し、青少年の教育旅行の誘致拡大も視野に入れ、期間中には市役所ロビー、文化センター、史遊館などを活用し、県内外から訪れるお客様に被災地への理解と地域経済の復興につなげることが今般の仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの大きな命題と考えるのでありますが、いかがでしょうか。

次に、昨年暮れ、12月7日17時18分ごろ、三陸沖深さ約10キロメートルを震源地とし、マグニチュード7.3、後に7.4に修正してございますが、最大震度5弱を観測し、地震検知から6.6秒後の17時19分5.2秒に緊急地震速報、警報に変わりました。その後

に宮城県より同 7 時 22 分に津波警報が発令され、多賀城市においても震度 3 強を観測、速やかに防災無線、移動広報により高台への避難を告知したのであります。東日本大震災以来、微弱な余震は現在も続いておりますが、昨年 4 月 7 日、4 月 11 日、7 月 10 日の余震に匹敵する規模の地震でありました。

警報と同時に、市内の国道、県道、幹線道路は、海岸からできるだけ遠くへと、また高台へと避難する車で大渋滞を起し、知る範囲では避難所となった天真学校の校庭、学校の周囲の市道も東日本大震災発災時同様に避難車両で埋め尽くされており、指定避難所となっている天真小学校の体育館には約 100 名の住民が避難をし、先生、市職員が手際よく対応しており、校庭を埋め尽くした車の誘導も整然とされていたのであります。

河北新報の 2 月 19 日配信によりますと、石巻市の中心市街地で避難した住民 126 人からの聞き取り、自主防災組織や町内会長 195 人には郵送で実施し、146 人が回答しており、この調査結果によりますと、指定避難所や高台などに避難したのは 69%、移動手段は車が 53%と、徒歩の 47%を上回っているのであります。その理由は、「車を守りたい」が 18%で最も多く、「要援護者、高齢者、赤ちゃんなどがいる」「運転中だった」「寒いから」「避難場所が遠い」がいずれも 15%だったそうであります。また、2 つの調査と警察への聞き取りから、金曜日の夕方でふだんから混雑している地点で渋滞に拍車がかかったり、給油の車が並んだガソリンスタンド付近を中心に渋滞は 39 カ所で発生したことも判明しております。

このことから石巻市防災対策課は、震災で車が流され、もう失いたくないと考える住民が多いことがわかったが、人命が第一、高齢者など避難に車が必要な人もいることから、専門家の意見を交えた検討が必要と分析しております。その後、2 月 20 日には津波災害時の避難誘導対策などを検討する、石巻市長を委員長、石巻署長を副委員長、調査検討組織として両者の担当課長らで部会を設ける情報連絡会を設置、部会は月 1 回のペースで開催し、交通実態や避難状況の情報を共有し、避難時の渋滞緩和策や原則徒歩避難の周知方法、道路体系などを協議し、市の防災計画などに反映させるとしております。

そこで、同様の状況にあった我が多賀城市にも 12 月 7 日の津波警報発令時の避難と課題を検証し、地域防災計画への反映を求めるものであります。

次は、いじめ、体罰防止についてであります。いじめにつきましては平成 23 年 10 月 11 日に滋賀県大津市立中学校で起きたいじめによる中学 2 年生の男子生徒が亡くなった事件、体罰については同年 12 月 23 日、大阪市立高校バスケットボール部主将の男子生徒が顧問の男性教員から体罰を受けた後に自殺した問題を引き金に、毎日のようにいじめと体罰の報道を目に、耳にするようになりました。以前からも同様な事件はあり、その都度宮城県、多賀城市、教育委員会それぞれに対応はしてきたものの、全国的に解決のための抜本的な原因遡及、措置には至っていなかったのは事実であります。

我が多賀城市においても、見る限り、教職員の皆さんは震災後の心のケアも含め児童生徒のために骨身を削り、日夜健全な教育環境を醸成しようと努力していることに敬意を表し、ま

た市長の施政方針の中でも述べられているのでありますが、新年度には学校地域支援本部をもう1カ所ふやし2校に設置という方向性を示され、期待をするものであります。

当の天津市では、2月19日、議員提案ではありますが、即日、いじめ防止条例が可決されており、条例の目的に子供が安心して生活し学ぶことができる環境をつくることとし、学校や保護者、市民にも責務や役割を定めており、学校にはいじめ予防体制や安心して相談できる環境整備を、保護者にはいじめが許されない行為と子供に理解させることを求めたものとなっております。また、天津市では市長直轄のいじめ対策推進室と実態調査を行う常設の第三者機関、天津の子どもをいじめから守る委員会を4月に新設することになっているのであります。また、兵庫県小野市にあっては、この事件に先駆け、いじめこそあらゆる人権侵害の源であると平成19年12月21日公布、平成20年4月1日施行で小野市いじめ等防止条例を制定、岐阜県可児市でも同様に平成24年10月3日から可児市子どものいじめの防止に関する条例を制定しているのであります。政府においても深刻な問題と捉え、法整備にも緊急課題として取り組んでいるところでもあります。

このことから、いじめ、体罰の速やかな原因究明や再発防止の徹底を念頭に置き、教育委員会だけではなく全庁的に有効かつ積極的に取り組み、全ての市民がいじめ、体罰防止に参加する条例を制定すべきと考えますが、見解を伺うものであります。

最後に、犯罪被害者支援の総合窓口開設についてであります。

この総合的対応窓口は、犯罪被害者からの犯罪被害に遭ったことを何度も説明することになり苦痛だとの訴えをもとに、転居や金銭問題、雇用といった生活に関する相談を一括して受け付け、細かいニーズを把握した上で担当部署に橋渡しをし、被害者の身体、精神的な負担を軽減する制度であり、平成23年3月に閣議決定された国の犯罪支援に関する基本計画に設置の促進が盛り込まれ、昨年、平成24年4月から市町村への働きかけを強化していたのであります。

昨年11月5日の河北新報に「犯罪被害者支援の窓口、市町村の4割未設置、県と県警負担軽減へ協力訴え」と報道されており、本市も未設置であり、本年4月以降に設置すると答えているのであります。担当の県警犯罪被害者支援室、そして県共同参画社会推進課は、犯罪被害者の負担を少しでも減らすため、市町村は設置に協力してほしいと訴えており、本市はいつどのような形で設置されるのかを伺うものであります。

以上、私の一般質問、最初の質問とさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、東日本大震災についてのうち減災都市宣言の表明についてでございますが、私もいち

早く減災都市宣言を表明することはイメージ戦略として被災地という負のイメージを払拭できる一つの方策であると思っております。特に本市では被災地というマイナスを逆に捉え、被災地だからこそ意義がある減災技術の集積を減災リサーチパーク構想のもとで展開し、減災技術の集積による地域産業の再興や地域雇用の創出を目指しているところでもございます。

しかしながら、現在は被災者の生活再建や被災企業の事業再建、そして道路や下水道などのインフラの復旧を最優先に、何としても早期になし遂げるという気概をもって取り組んでいるところであります。また、復興に向けた市民の皆様の安全安心を確保するための減災対策につきましては、現在復興交付金等を最大限に活用して事業の本格化に向けて鋭意努めている最中であります。

そして、緒についたばかりの減災対策を磨き上げるために、去る2月8日に東北大学災害科学国際研究所と減災対策の推進等に関する連携協定を締結いたしました。今後はまずこの協定を礎にして同研究所による後押しをいただき、将来的に減災都市を見据えながら市民の皆様に安全安心を提供できるよう減災対策を一つ一つ着実に進めてまいります。そして、減災都市宣言につきましては、地域防災計画の見直し、津波対策の多重防御施設整備や避難道路整備、ソフトとしての減災教育の拡充などの減災対策事業の実施の見通しがついた段階で行うべきであると考えております。

次に、デスティネーションキャンペーンについてでございますが、現在、宮城県の観光事業は東日本大震災による風評被害、自粛ムードの蔓延、集客施設の被害などに伴い、観光客が大幅に減少しており、県内経済に与える影響は大きいものとなっております。これを踏まえ、JR6社と地元企業関係者や自治体が一体となって展開する全国大型キャンペーンである仙台・宮城デスティネーションキャンペーンは4月1日から6月30日までの短期集中型の復興キャンペーンで、全県が一体的に取り組むこともあり、震災により低迷している観光事業に活力を与えるタイムリーなイベントであると思っております。このキャンペーンにより県外から集客することで、被災地への理解も進み、さらに地域経済の復興につながっていくものと確信しておりますことから、本市においても積極的に取り組んでまいります。

なお、震災後、中止しておりました多賀城あやめまつりがこのキャンペーン期間中に開催予定でございますから、あわせて積極的に本市のPRをしてまいります。

次に、12月7日の津波警報発令時の検証結果の地域防災計画への反映についてでございますが、同日17時18分に発生したマグニチュード7.3の三陸沖地震では17時22分に宮城県沿岸部に津波警報が発令されました。本市においては災害対策本部を設置し、市内全域に避難勧告を発令しました。市内15カ所に開設した避難所には約1,100名の住民が避難いたしました。東日本大震災の経験から、12月の災害対応については住民の皆さんが非常持ち出し品などを持参したことや、避難所となる各学校等の教職員にも迅速に対応していただいたこともあり、スムーズな避難所運営を行えたと思っております。

課題としましては、車を用いて避難された方が多かったことから、夕方の混雑時間帯と重な

り、市内の至るところで渋滞が発生したことが上げられます。新聞報道でも取り上げられておりますとおり、個人の財産を守るために車で避難が行われたことも渋滞の一因となりました。この渋滞につきましては、できるだけ徒歩で避難されるよう呼びかけを行うこと、津波避難ビルなどの設置により避難距離を短くすること、また内陸部にある公共的施設のオープンスペースを避難車両の一時受け入れ先として提供してもらうことなどにより解消を図ってまいりたいと考えております。

現在見直しを行っている地域防災計画の中で津波避難計画や津波施設計画を策定し、先ほど申し上げたような円滑な避難行動のための体制整備とルールづくりを進めてまいります。次に、いじめ、体罰についてですが、毎日のようにマスコミに取り上げられておりますことは周知の事実でございます。成長の途上にある子供たちは、さまざまな悩みや困難、問題にぶつかりながらそれを乗り越えて自己を確立させ育っていくわけですが、市内の各学校では教員が子供たちとしっかりと向き合い、信頼関係を築きながら温かく丁寧に対応しております。また、アンケートを実施したり、支援員を配置したりして早期の発見に努めるとともに、教育委員会、学校、保護者、地域及び専門機関が連携して解決を図っているところでございます。

御質問の趣旨は市としてのスローガンを掲げるなど全市的な取り組みをとということと推察いたしますけれども、現在、教育委員会において実効性のある取り組みを行っている状況でございますので、条例の制定や市としてのスローガンを掲げることなどについては、全国的にはそういった事例もあるようでございますが、あくまで県内の情勢や近隣市町の動向を十分見据えた上で本市の実情に合った取り組みを進めていきたいと考えております。

3点目の犯罪被害者支援の総合窓口開設についてでございますが、11月の新聞掲載の総合的対応窓口については、犯罪被害者等基本法第11条に基づき、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する窓口です。相談や支援の担当課が複数ある場合、犯罪被害者等はそれぞれの担当課において犯罪被害に遭ったことを説明する必要が生じますが、そういった説明を繰り返し行うことは犯罪被害者にとって大きな負担となります。このことから、それらの負担を軽減することなどを目的とした総合的対応窓口を平成25年度の早い時期に開設すべく現在準備を進めているところでございます。

なお、現在準備を進めている内容は、同法に基づき要綱に必要な事項を規定し、市のホームページ、「広報たがじょう」及び関係機関を通じて周知を図るよう考えているところであります。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森長一郎議員）

まず大綱1の東日本大震災関連であります。

この減災都市宣言につきましては、市長の意向もよくわかりました。市民の生活の再興がま

ず第一義であると。実際その生活を守るためにということが前提になりまして、減災都市宣言をして企業誘致、要は雇用を守ったり、収入を確保したりということでの生活再建も必要なんだろうと思います。ただ、これを安易に出すことによって減災都市として完了したんだというのはまだ早いというふうな見解だと思いますので、適当な時期に、大体先が見えたところに宣言していただければ、表明していただければいいのかなと思います。ぜひよろしくどうぞ。

ただ、並行してやっていかなきゃいけないことは、やはり働く場、要は撤退された企業が随分ありますので、その分、並行して企業誘致に関してはたゆまぬ努力をして、お互いしていきたいなというふうに思います。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

次に、デスティネーションキャンペーンであります。このデスティネーションキャンペーンにつきましては、これも、そうですね、先ほど細かいところで、JRさんも今、吉永小百合さんがどんどんどんどんと打ち出してまして、4月に向けて出しております。

ただ、多賀城市に関しては、まずあやめサミット、多分6月の後半になると思います。あやめが6月24日あたりからですかね。その部分ではまず多くの方が来られるんでありますが、そのときにロビー、埋蔵資料センター等を活用してどんどんどんどん、風化させてはいけないこと、それから防災教育につながるような形でアピールすることが肝要なのかなというふうに思います。その辺の計画、具体的に考えていらっしゃるのかどうなのか。いわゆるロビーとか、今も写真展、多賀城のそれこそプラスのイメージだと思うんですけども、写真展をやってらっしゃいます。多分遠くの被災地ではないところからいらっしゃる方も結構多いと思いますので、ロビーとか施設を使った震災についてのアピール、それからまずは再建の過程を見ていただければなというふうに思うんですが、計画があれば教えていただきたいと思います。

最後に、津波警報発令、これはずっとこの間の宮城県議会さんの震災特別委員会の方々とのやりとりでもあったんですけども、例えば多賀城高校、今回防災科ができるんですけども、多賀城高校の駐車場、何ほでも流れをどんどんどんどんスムーズに、今、警察のほうの連携のことを申し上げました。石巻市を事例に出しましてその辺申し上げました。今、石巻で39カ所というふうな具体的な箇所が出てまいりました。要は検証するというふうなことはそういうことだと思います。多賀城市、2市3町になるんですかね、2市3町においてどこが起点なのかというふうなことで、警察との連携もやはりこれは必要なんだろうなというふうに思います。ですから、その検証した上で地域防災計画に生かしていくというのが本筋ではなかろうかなと。要は、あちこちで見られたというふうなことなんですけれども、それでは我々とか市民の段階とレベルは同じなんでありまして、やはりそれはきちんと何カ所でどういう状態で渋滞が起こったのかということを検証しなければいけないわけがあります。ぜひこの辺の方向性を再度伺いたいと思います。

次に、いじめ、体罰であります。

条例を制定すれば全てが解決するかというとそうではない、いわゆるそれをどう活用して

いくかというふうなことです。たまたま先ほどの大津市、可児市さんのほうで、ネットのほうで資料を打ち出しました。ここで言えることは、市が、教育委員会というふうな両方です。要は全庁的にということは、まずそれを取り巻く環境、地域支援本部のことに質問の際触れましたが、ということは市民全体で子供たちを守っていくんだというふうな方向性が必要だと思います。条例まではまだ考えていない、周りを見てからと。ただ、問題が起こってからでは遅いんでありまして、そのきっかけ、今回それを訴えているのが大津市の問題であり、大阪市立高校の問題であるんだらうなというふうに思います。その辺の全庁的にという意味をどう捉えるかというふうなことで答弁をいただければと思います。

次に、犯罪被害者支援の総合窓口開設について、これも非常に微妙な問題でありまして、今準備中であるというふうなことでした。これも質問を出した後でお互い情報交換をしまして、なるべく早いうちに、もう2年もたってしまったわけですから、まずはなるべく早いうちに、その期間も犯罪被害者の方々が本当に心を痛めたり、精神的な苦痛を味わっているかと思うとやりきれないような思いがいたします。ぜひ早目に設置をお願いしたいと思います。これについては結構でございます。

まずDCに関して、それから津波警報発令時の大綱1の(3)について、それからいじめ、体罰について、再度お答えをお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

デスティネーションキャンペーンについては、市民経済部長から後で答弁させます。

津波の関係で、多賀城高校の駐車場が云々という話もございましたけれども、この間、多賀城高校の校長先生が私のところに別の件で来られまして、確認しましたところ「シャットアウトすることは全くございません。いつでも受け入れます」という話もございました。ですから、その辺のことはもう一度多賀城高校と、協議するのがいいのかどうか、意思の疎通だけでいいかなというふうに思いますけれども、もう一回確認していきたいと思っております。

それから、森議員おっしゃいましたけれども、あのとき12月7日にどういう状況で渋滞が起きたのか、これは検証する必要は当然あると思います。新聞報道なんかでも、やはり新しく買った方々が結構いて「もう車を失いたくない」という心理が働いたんじゃないかということが書かれていたわけでございますけれども、そんなことも当然あったのかなと思います。ただ、できるだけ高台にすぐ行けるのはどういう過程の中でやったらいいのかということは、当然例えば笠神八幡線なりあるいは清水沢多賀城線なりこういう計画道路も早目につくるということも手だてとして必要なわけございまして、それも並行して今強烈に復興庁をお願いしたり、国会議員の先生方をお願いしたりやっていますので、あわせて頑張っていきたいなと思っております。

また、いじめ、体罰の関係でございますけれども、全庁的にという話でございますけれども、

いろいろやって、いっぱいやってます。この辺のことについては教育長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

デスティネーションキャンペーンの具体的な取り組みについてということでございますけれども、次の質問者の方からも同様の質問が出ておりますが、概要について若干述べさせていただきます。

まずDC期間中、これは本年、25年6月24日から7月7日までの2週間、14日間、あやめまつり、2年間、震災の影響により休止しましたが、3年ぶりで復活するというようなことであります。これにつきましては、あやめまつり期間中の7月6日に全国あやめサミットを企画しておりまして、特に今回、震災であやめサミットの加盟団体から相当の人的あるいは物的な御支援をいただきました。そういった観点から各加盟団体の首長さんに御来訪いただきまして、本市のあやめまつりの状況、イベントを見ていただきますとともに、あわせて本市内の復旧の状況等についても視察していただくということがまず一つ。

それから大きく2つ目といたしましては、これは震災後から実施してきたわけですが、大手旅行会社と連携を図りまして、企業、団体あるいは学校向けに「宮城へ来て・見て・感じて・応援して」ということで、これは県の宮城観光復興支援センターが震災後設置されまして、研修としまして本市も、このチラシには本市と南三陸町が代表として多賀城市のプログラムも紹介されております。これにつきましては、バスツアーで今回の沿岸被災市町に来ていただいて、多賀城市にはバスをとめていただいて、ガイドさん、多賀城市のボランティア、観光ガイドさんが説明して、そしてホテルの会議室等を利用して約20分間のDVDを映像したりお話を、講話をしたりと。それが終わってから本市の観光物産を御購入いただくというようなこと、さらには震災の講話とか、それが終わりましたから市街地の視察をするという、おおむね本市におきましては瓦れきの処理も済みしましたことから、DVDで被災状況を御理解していただいて、今こういうふうに大きく復旧、そして復興につなげている姿を御紹介するというので、これも25年度、特にDCは4月から6月の3カ月間です。これを観光ボランティアの方々とも連携しながらPRに努めてこの期間中取り組んでまいりたいと。

大きくはその2つを御紹介申し上げます。以上です。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

私のほうからお答え申し上げます。

未来からの留学生、子供たち、これはやはり夢や希望を持ってしっかりと未来へ届ける、これは全ての者の願いだというふうに思います。ただし、報道されるように、子供たちはまさ



しく人間化の途上にあるわけでありまして。ですので、なかなか思ったようにいかないというのが実態でありまして、いじめ、体罰については誰もが心配しているというふうなことでございますし、うちの市長も大変そのことについては心配していただいております。

それで、子供たちの今の実態を若干述べさせていただきますが、平成 24 年 4 月から、これもかつて御質問あったわけでありまして、この 1 月まで、子供たちが、誰かが見てそうだというふうなことでなくて、私はいじめられたというふうな、これを認知件数というふうに言いますが、36 件ございました。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等々多様な御支援を市のほうからいただいておりますので、認知数 36 件、ところが現在はそういうふうなものは全て解決をしてゼロというふうな報告を学校のほうからもらっております。

なお、体罰というふうなことでありますが、これもやはりどちらから見ると、子供の立場から見るとというふうなことで、先週、各学校調査をいたしております、若干これは体罰ではないだろうかというふうな御意見もありました。それについては今調査をしているというふうなことでありますので、全ての生徒に調査をいたしました。それも上がってきて、出てきたものについては各家庭と御相談をしながらというふうなことでありますので、詳細はまだ把握できてないところもありますので、今後待ちたいというふうに思います。対応していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど市長もお話ししましたように、学校支援の地域本部事業、学校も社会のゆがみといいますか、多様なものが子供たちにのしかかり、学校教育にもものしかかってというふうなことで、地域の御支援というのは大変ありがたいわけでありまして、現在、東豊中学校区というふうなことでありますが、今後 4 校に拡大していくということは議員も御存じのとおりでありますので、この御支援も大変大きなものがありますので、ありがたいというふうに思っておりますし、なお青少年健全育成というふうな、これは多賀城独特といいますか、市民のそういうふうな大きな応援、これには全ての組織団体が加盟しておりますので、これも学校支援の大きな有効な手段だろうというふうに思っております。そんなことで、現在のところはそういうふうな御支援のこれまでの積み上げた市の組織団体といいますか、そういうふうな方々と連携をしながら進めていければなというふうに考えておりますので、条例は条例でそれなりの、可児市とか何か私も手元に資料あるんですが、そういうふうな団体を生かしながら現在進めているというふうなことでありますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（板橋恵一）

10 番森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

DC に関しては非常にわかりやすい事業の説明をありがとうございました。やはりそういうことが必要なのではないかなというふうに思いますので、教育旅行ということが今ありまして、修学旅行が体験等を通して学んでいくというふうなことだったと思います。ということで、ぜひデスティネーションキャンペーンだけではなく、多分秋の旅行があるところもあ

るでしょうから、つないでいていただきたいなというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

先ほどの津波対策であります、本当に今回、先ほど市長がおっしゃいましたけれども、校庭を開放していただく。私、1回目の質問の内容の中で何を申し上げたかということ、先生方、職員の方々が駐車場の誘導をしていたというふうなことが、これは誘導がないとできないことなんですね。ということは、学校の理解というのは、職員ないし教職員の皆様方だったり、あとは地域の方々だったり、率先して誘導の役目をしてもらわないと、かえって今度は混乱をしてしまうというふうなことがあります。歴史資料館も同様です。ですから、そこまで遡及していかないと簡単に「いいですよ、使って」と、たまたま日曜だったらば、誰がそこを開けてくれるのか、誰がそこを管理してくれるのかということが多分大きな問題ではないかというふうに思います。ぜひその点も含めてまた協議をしていただければと。県のほうはまず何をおっしゃったかということ、「市から積極的に言ってもらえば対応します」という言い方をしていました。とんでもないと。市民、例えば多賀城市民で多賀城高校の周り、あとはここを通行する方々、県民です。「言っていただければ」ということはないだろうなと思います。先ほどの検証から追って行って、どこが問題点なのか、県警との話もこれは大事なことでありまして、ぜひその辺のところも含めてやはり煮詰めていかないと、その上で地域防災計画に反映させていかないと絵にかいた餅になります。また同じように渋滞のさなか津波に襲われて、また大事な命を失うやもしれない。ぜひ検証をまたお願いしたいと思いますので、この件に関してはもうちょっときつく、ないしは細かく詰めていただければなというふうに思います。答弁は結構でございます。

いじめ、体罰、ありがとうございました、市長、教育長とお答えいただきまして。

どの資料を見ましても人権という言葉が出てまいります。なぜ全庁的にというふうな表現をするかということ、扱いをしてほしいかということ、人権というふうな問題です。いじめに関しても体罰に関しても、これは人権問題なんですねというふうな触れ方をしています。ということで、これに関してまずもうちょい真剣に考えていただければ。前に深谷議員も質問されておりました。実質、多賀城ではないんですけども、隠蔽対策、要は今回の2つの問題に関して、事件から概要がわかるまで時間がかかっております。その間が非常に問題だったんだというふうなことでありまして、これが見えるよう可視化をしようというふうなことだと思えます。ということで、ぜひその辺のところ、ここで条例にのせなくとも、市長も教育長もこういうふうに言ってます。こういう法律ができました、町の法律ができましたというふうな告知もでございます。そういうことで啓蒙していくことも非常に大事なんだろうな。

もう一つ、インターネットでのいじめ、なかなかこれは把握しにくいというふうなことで、これも全庁的にまず見かけたらとか、あとは目にしたらば教えてくださいなというふうなことも大事なんだろうなと。もちろんその地域支援本部ができること、あとは次に、先ほども条例をつくれれば解決する問題ではないんだというふうな話をしました。地域支援本部を

つくればいいという問題ではない。いかにいじめ、体罰をなくしていくかというふうなこと、これも一つ課題として取り組んでいかなければいけないだろうなと思います。

最後、この1件だけお願いします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

大変御心配いただいているのは大変ありがとうございます。

条例というふうなのはつくれば簡単にはつくれるんだと思いますが、問題はそういうふうな認識をどういうふうに基盤を広げていくかということが大事というふうなことでありますので、現在いろいろな諸問題が、5,500人の子供たちを抱えながら、人間化の発展途上の子供たちを抱えておりますので、ゼロというふうなことはあり得ないというふうに思います。ただ、その5,500分の36件といいますか、そういうのがあることも事実でありますので、今後多様なこれまでの取り組みを推進しながら、いろんな立場の方々の御意見を受けとめながら、今後に対応していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

12番阿部正幸議員の登壇を許します。

（12番 阿部正幸議員登壇）

○12番（阿部正幸議員）

私の質問は、通告どおり大きく2点です。

東日本大震災から来月で2年を迎えようとしております。1点目は、被災された皆様が一日も早く生活再建できるように被災者支援について伺います。

平成24年12月31日現在、応急仮設住宅入居者は373戸のうち555戸、市内みなし仮設住宅は1,076件となっており、合わせると1,431件となります。本市の災害公営住宅の建設予定数は、桜木地区160戸、宮内地区50戸、鶴ヶ谷地区274戸、新田地区48戸、合計532戸となっております。災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自力で住宅を確保することが困難な方に対して安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する公営住宅です。全ての議員で構成する東日本大震災調査特別委員会において、当局より災害公営住宅の入居希望調査の結果については645件の入居希望があると報告がありました。平成25年1月7日提出期限の平成24年度被災者現

況調査につきましては、先日の補正予算特別委員会において回収率をお伺いしましたところ、回収率は約 76%との答弁でした。その現況調査の質問 20 に「多賀城市災害公営住宅に入居したいですか」とあります。この被災者現況調査は現在集計中とのことですが、災害公営住宅入居希望者が災害査定で定められた建設予定戸数の上限値である 532 戸を上回った場合、上限値の見直しが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、応急仮設住宅の延長措置につきましては、建築基準法第 85 条において最長で 2 年 3 カ月とされておりましたが、平成 24 年 4 月 17 日付、厚生労働省が都道府県に対し東日本大震災に係る応急仮設住宅の供用期間の延長についての通知により、さらに 1 年間延長され、応急仮設住宅及びみなし仮設住宅の入居期限は平成 26 年 5 月までとなりました。しかし、本市の災害公営住宅の入居予定開始時期は、桜木地区、平成 26 年秋、新田地区、平成 26 年度中、鶴ヶ谷地区、平成 27 年度中、宮内地区、平成 28 年度中となっております。応急仮設住宅の存続をさらに延長するためには、特定非常災害の被害者の権利、利益の保全等を図るための特別措置に関する法律、いわゆる特定非常災害法第 7 条建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を政令で指定し、特定非常災害法の適用対象とする必要があり、このことにより 1 年を超えない範囲ごとに期間を延長できるとされております。みなし仮設住宅においても、1 月 16 日、村井県知事は宮城県庁において厚生労働大臣に対して入居に関する再延長を要望いたしました。災害公営住宅に入居できるまでの間、国及び県に対して応急仮設住宅の再延長を協議するとともに、みなし仮設住宅についても入居期間の再延長につきまして強く要望いたしますが、いかがでしょうか。

2 点目は、観光振興について伺います。

ことしの 4 月 1 日から 6 月 30 日まで仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが開催されます。デスティネーションキャンペーンとは、JR グループ 6 社と指定された自治体、地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーンのことです。「デスティネーション」、目的地、行き先、「キャンペーン」、宣伝の合成語で、デスティネーションの D、キャンペーンの C をとり DC と略されております。1 回目の仙台・宮城 DC は 2008 年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで開催されました。ことしは 2 回目となります。仙台・宮城 DC の総決起大会が先週 2 月 22 日に開催され、いよいよ 4 月からの開催に向けて本格的にスタートいたしました。今回の DC のメインテーマは、本日私がつけているバッジにもありますように「笑顔咲くたび 伊達な旅」となっております。

各市町村で仙台・宮城 DC に向けたさまざまな取り組みの準備をしておりますが、史都多賀城である本市の取り組みは、先ほどの質問に対して大きく 2 点の答弁がありましたが、補足することがございましたら具体的にお伺いいたします。

また、本市で開催されるイベントは、さまざまな実施団体が中心となって取り組みをしております。平成 24 年度に本市で開催されたイベントは、商工観光課で把握しているもので 11 のイベントがありました。あやめまつり、市民夏祭りは、平成 24 年度は中止になりましたので、この 11 の件数の中には入っておりません。平成 24 年度、本市で開催された

11 のイベントに私は全ての会場に足を運びました。実施団体の皆様は一生懸命取り組みをしており、内容もそれぞれ工夫された素晴らしいイベントとの感想を持ちました。これらのイベントの中には本市職員の皆様が汗を流して一生懸命お手伝いをしていることも承知しております。職員の皆様に敬意を表します。

さて、仙台市民の方から「仙台市と隣接していながら多賀城ではどんなイベントを開催しているのかわからない」との声がありました。多賀城のイベントを私なりに PR をして、初めて多賀城で開催されるイベントに参加された方からは「素晴らしいイベントだからもっと PR をすればいいのに」と多くの方からも寄せられております。例えば隣の塩釜市では、塩釜市内で開催されるイベントをチラシ 1 枚で作成し、宮城県庁、仙台市内、2 市 3 町などいろいろなところに設置しております。多賀城市役所 1 階入り口にも置いてありますので、皆様のお手元にお配りをさせていただきました。私は毎月このチラシをいただいております。このチラシは塩釜市の観光交流課で約 2,500 枚発行しております。塩釜のように毎月とは言いませんが、3 カ月に 1 回、季節ごとに本市でもイベント情報としてチラシを発行して交流人口の増加を目指すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答え申し上げます。

災害公営住宅の整備戸数については、国の災害査定が定められており、本市は上限値 532 戸の整備が認められております。現在、被災者現況調査において災害公営住宅入居希望の調査を行っておりますが、入居希望者が 532 戸を大きく上回る場合は、議員御指摘のとおり、復興交付金での整備戸数の拡大を国に強力に働きかけなければならないと考えております。次に、応急仮設住宅の入居期限の再延長につきましては、1 年を超えない範囲で期間を延長できることとされております。本市の災害公営住宅の整備には今後も時間を要する状況にあります。被災された方々が災害公営住宅に入居されるまでの間、国及び県に対し再延長を協議してまいります。また、民間賃貸住宅借上げ仮設住宅につきましても、応急仮設住宅と同様に入居期間を再延長されるようあわせて強く要望してまいります。

次に、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンにおける本市の取り組みにつきましては、春の観光資源を活用した仙台・宮城フラワースタンプラリーや特産品及び食品製造業の復興を周知、PR する伊達うまレシートラリーに市内の事業者が参加を予定しております。スタンプラリーにつきましては参加各店舗に設置されたスタンプを押したものを、レシートラリーにつきましては参加各店舗が発行するレシートをそれぞれ宮城県に応募すると景品がもらえるというものでございます。また、期間中には多賀城月の市こどもまつりや本市の復興を願うフリーマーケット「みんなのマルシェ」が行われますことから、これを支援して

まいります。多賀城あやめまつりにつきましても、3年ぶりに開催予定でありますことから、積極的にPRしてまいります。

なお、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの事前事業といたしまして、昨年のプレキャンペーン期間には4月に陸上自衛隊第6師団創立50周年記念事業、これは山形県の東根市で行われました。5月には仙台青葉まつりに出店したほか、10月には太宰府市民政庁まつり、ねんりんピック東北市町会、12月31日から平成25年1月1日には奈良の東大寺での物産展のイベントに、今月には奈良市の姉妹友好都市物産フェアに参加し、物産販売と本市の観光PRに努めてまいりました。

今後もこのようにさまざまな行事、催しに出展をいたしまして、本市に多くのお客様がお越しいただきますようPRに努めてまいります。

最後に、イベント情報のチラシ作成についてですが、多賀城あやめまつり、万葉まつり、全国俳句大会、市民市、多賀城月の市などの本市で開催される各種イベントにつきましても、その実行委員会との連携のもと、それぞれチラシやポスターを作成し掲示を行っているほか、市のホームページに掲載しており、あやめまつりにつきましてもはJRの中張り広告も活用しております。また、多賀城市観光協会が本市の各種イベントをまとめたホームページのリニューアルを予定しておりますことから、これを支援してまいります。

今後もイベントの実行委員会や関係団体と連携し、多種多様なメディアを活用した情報発信を行い、交流人口の増加を図ってまいります。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

1点目の被災者支援でございますけれども、応急仮設住宅、そしてまたみなし仮設住宅に入居されている方が災害公営住宅へ入居して、そして生活再建がされてこそ本当の意味での復興だと私は思っております。今、市長のほうからも災害公営住宅の上限値を超えた場合には国・県に強く要望していくと、さらには応急仮設住宅の協議、また民間の借り上げ住宅につきましても再度強く国・県に申し上げていくということでございましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長の施政方針の中にもございましたが、被災された方に寄り添い、ともに復興へ向けて一歩ずつ着実に歩みを進めながら、全ての皆様が平穏な生活をいち早く取り戻し、将来に向けた希望と期待を持てるまちづくりを推し進めていくことこそが私の使命であると、このように市長は施政方針で述べられております。市長のこのお考えのとおり、全ての皆様が平穏な生活をいち早く取り戻していただきたいと、このように思っておりますけれども、災害公営住宅が建設されまして、実はこの災害公営住宅に入居したくても入居できないという方もさまざまな事情で出てくるかと思ひます。この被災生活者の支援というのはどのように考えているのか、災害公営住宅の関連でございますので、その生活者支援について具体的にお伺ひをいたします。

2点目の観光振興でございます。

先ほどの DC につきましては、前回の答弁、さらに今の市長の答弁で取り組みについてはよくわかりました。第 5 次の多賀城市の総合計画の観光振興というところに、施策の目指す姿に、多賀城市に来る観光客が増加し、イベント等でのにぎわいがふえていますと、このように目指す姿が書いてあり、そのための基本事業として、1、多賀城市の PR と掲載をされております。市長おっしゃるとおり、仙台・宮城 DC の取り組みは多賀城市を PR する絶好のチャンスだと、このように思います。

しかしながら、ホームページの活用につきまして申し上げたいと思うんですが、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会というのがございます。この DC の事務局でございますけれども、そこのホームページにイベントカレンダーというのがございます。いろんな県民の方あるいは県外の方は、県の仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会のホームページのイベントカレンダーを見ていろんな地域に足を運んでいるということがわかりました。そういう方もいらっしゃるということを知りました。

ところで、このイベントカレンダーを見てみますと、本市の情報は今年の平成 24 年度で見ますと 11 のイベントのうち 2 つしか紹介されていないんですね。また、本市のホームページ、市長もごらんになっていると思いますけれども、トップページに多賀城市の観光というのがございます。そこをクリックするとどうなるかといいますと、本市のホームページには多賀城市の観光は載っておりません。これは観光協会リンクというページが実はありまして、そこしかないんですね。じゃ観光協会のホームページへのリンクというところをクリックしてみました。そうしましたら、またそこにも、多賀城市のイベントは載っておるんですが、古い情報です、かなり。昨年 24 年度は開催していなかったあやめまつりの情報だったりとか、あるいは多賀城市の観光協会の役員の方々の皆さんも、会長さんも前の会長さんだったりとか、かなり古いホームページになっております。これは、私はきのうアクセスしておりますので、きょうも多分そういう状況なのかなと思っておりますけれども、その中で、今、市長の答弁ございまして、今リニューアルに向けてやっているということではございましたが、ホームページのリニューアルにつきましては観光協会のほうに大変期待をして、私は楽しみにしておりますけれども、この第 5 次の総合計画の観光振興に多賀城市の PR と、このようにありますので、しっかりこの辺のホームページも活用して、本当に市長が今おっしゃったように多くの方が多賀城に足を運んでいただけるような体制を早くとっていただきたいと、このように思います。

また、チラシにつきましても、実行委員会ごとに確かに発行しているのは承知しております。例えば塩釜のチラシをお手元にお配りしましたけれども、これは各実行委員会ごとではなくて、塩釜市で開催されるイベント複数を 1 枚のチラシで毎月出しております。毎月とは言いませんので、例えば季節ごと、春、夏、秋、冬とかこういう形で、多賀城市で開催されるイベント、これも 1 枚でもし集約できれば、発信できれば、よりいいのかなと、このように思うわけでございます。再度答弁をお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

被災者支援の関係でございますけれども、災害公営住宅にいろいろな事情で入居できないと、また引き続き応急仮設住宅とか、あるいは民間賃貸住宅借り上げ仮設住宅に入居される方に対してでございますけれども、被災者支援制度や各種制度の相談を行っていくとともに、社会福祉協議会の復興支え合いセンターなどと連携を図りながら、一日でも早く自立した生活に戻れるよう引き続き支援を行っていくことにしたいと思っております。それから、観光協会のホームページが大分古いということ、私も最近見てないので、申しわけありませんけれども、私自身も見てみたいと思いますし、何回か塩釜市のチラシを阿部議員にお示しいただいたわけでございますけれども、後で見せてください、私も見てませんので。季節ごとの発行をしたらいかがかという話でございますから、その辺のこともいろんなところにそういうチラシを置いて PR することも一理あるのかなと思いますので、検討してみたいなというふうに思っております。

リニューアルのほうは市民経済部長から答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

観光に関するホームページのリニューアルの件でございますけれども、実はこれ、市の観光協会のほうでも大きな課題として捉えまして、昨年からのリニューアルに向けて今鋭意取り組んでおりまして、予定では本年度中、3月末までには何とか完成させたいという思いでございます。いろいろ情報が古いというようなことについても、観光協会、そして本市も承知しておりまして、震災後、これらの更新については大きく課題としておりましたけれども、今鋭意リニューアルに向けて更新作成中だということでございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

被災者支援につきましては、今、市長からも御答弁ありがとうございました。ことしの市長の年頭の御挨拶にも、被災された皆様の住まいと暮らしの不安を払拭し、健やかで安心した生活を取り戻すことは本市の最優先課題であり、引き続き生活再建のために各支援を推進してまいりますと、このように市長も年頭の挨拶で申し上げております。本市の最優先課題でございますので、被災された皆様の住まいと暮らしの不安を、このような不安をぜひ払拭していただきますようこれからもお願いしたいと、このように思います。

2点目の観光振興の件で今ホームページのリニューアルの件もお話ございました。また、チラシにつきましても検討していただくということでございます。リニューアルは大変楽



しみにしているところでございますけれども、ホームページというのは御存じのとおり新しいすばらしいリニューアルができて、これはやはりまめに更新していかなければ情報の発信にはならないと、このように思います。本市のところから多賀城市の観光に入ってもイベントの情報がなかったりとか。多賀城に行きたいけど、じゃ多賀城でどういうことをやっているのかというと、大体多賀城市以外の方あるいは県外の方はホームページを最初にごらんになると思うんです。私もそうです。ホームページを見させていただいて、ここに行ってみよう、あそこに行ってみようと足を運ぶものでございますので、この更新を、リニューアルは大変すばらしいことだと思いますが、更新につきましても、しっかり本市のホームページの観光についての部分の更新、本市もイベント情報があるんですね、ホームページの中に。ところが、これはその月だけしか入っていないんですね。今ですとこの2月だけのイベント情報しか入っておりません。これが例えば過去の部分でどういうイベントをやったとか、あるいはこれからどういうのをやるかとか、県のホームページはそういうふうに見えるようになっております。この先の予定のイベントあるいは終わってしまったイベントだけでも、こういうふうにして開催しましたとか、こういうイベントも県のほうは載っておりますので、できればそこも参考にしながら本市のホームページ、また観光協会のホームページも更新させていただいて、DCに向けた市長のお話もございましたが、観光事業に活力を与えるタイムリーなものだと市長もおっしゃっておりましたので、どうぞこの取り組みをお願いいたしまして、再々質問を終わらせていただきます。

更新についてだけ、1点、答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

観光に関するホームページの更新についても、これもリニューアルとあわせて更新についても充実したものにしていきたいというふうに、観光協会と連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

16番昌浦泰巳議員の登壇を許します。

（16番 昌浦泰巳議員登壇）

○16番（昌浦泰巳議員）

私は、平成 3 年 4 月 21 日執行の市議会議員選挙に初当選し、同年 5 月 1 日から多賀城市議会議員として活動を始めました。市議会議員 1 期目は 11 回、2 期目からは全ての定例会で一般質問し、きょうで 83 回目となりました。今定例会から一般質問は今までどおりの総括方式と一問一答方式の 2 通りのうちから議員が選択して実施できるようになりました。今定例会では 11 人中私を入れて 3 人が一問一答方式を選択しました。さきのお二人とは違い、初めてのことでですので、要領の悪さや重複した内容の発言もあるかもしれませんが、議員各位並びに市長以下職員の皆様方、どうかよろしくお願い申し上げます。

私の質問は、老朽化する社会資本への対策についてです。

昨年 12 月 2 日、山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線笹子トンネルで天井のコンクリート板がおよそ 130 メートルにわたって落下し、走行中の車複数台が巻き込まれて死傷者が出た笹子トンネル天井板崩落事故が発生しました。実は、笹子トンネル天井板崩落事故の 4 年前にも関門国道トンネルで天井板の老朽化による事故が起きており、中日本高速道路会社の技術者は 4 年前の事故を論文によって把握していたものの、十分な老朽化対策は実施してませんでした。他の社会資本で老朽化での事故はと調べますと、東日本大震災の際に茨城県の行方市と鉾田市を結ぶ霞ヶ浦にかかる国道 354 号の橋、動物の「鹿」と行く来るの「行く」の字を書く鹿行大橋の中央約 60 メートルが落ち、走行中の 1 台が転落し、男性が死亡しました。その際の震度は 6 強でした。鹿行大橋の崩落は地震がきっかけであったとはいえ、根本的な原因は橋梁の老朽化と見られています。

このように、今、日本が抱える目に見えない危機は、老朽化する公共施設や社会資本です。建設業界では「花の建設」に対して「涙の保全」という言葉が使われているほどに建設と比べると維持管理業務は重要視されていません。本来、社会資本はつくるためにつくるのではなく、利用するためにつくるのです。つくったものの使い勝手がよいか、つくったものが次の世代、将来世代に対してツケにならないか、本当にいいものをつくったのか、市民にとって利用しやすいか、それらが問われるのです。

平成 25 年 2 月 12 日の市長の施政方針で樋ノ口大橋を含めた 4 つの橋の耐震補強が行われることを知りました。社会資本更新のこれからのマイルストーン的な工事です。そこで端的に次の 3 点についてお伺いいたします。

1 点は、本市が管理されている生活道路橋の築後年数の比率と維持費を含めた管理の現況はどのようになっているのでしょうか。

2 点目は、本市が管理されている生活道路橋において、過去に定期点検されたのであれば、その実施結果はどのようなものだったのでしょうか。

3 点目は、全国的に橋梁管理の土木技術者が不足と言われております。本市においての実情をお伺いいたします。

古くなった社会資本は更新すればよいのですが、今世紀に入ってから国と地方は公共投資を大幅に削減しています。現在の予算はピーク時の半分ほどであります。ふえつつある老朽化施設、インフラの更新を賄えない状況です。このような状況は多賀城市も同様ではないで

しょうか。将来、本市は 2 つの崩壊の危機が予想されます。老朽化した社会資本をそのまま放置すれば物理的な崩壊、無理に借金し更新すれば財政的な崩壊という極めて厳しい選択が待ったなしで目の前にあるのです。しかし、2 つ崩壊は前兆にとどまっております。対策を講じる時間はまだあります。そこで、解決の糸口を 3 つ考えました。以下それぞれの例を示し、市当局のお考えを伺います。

1 つは広域化です。自治体の中で全ての種類の施設をそろえようというワンセット主義から脱却し、近隣の施設と一緒に使おうという気持ちにならなければなりません。自分の市の施設でよい点があれば近隣住民に使っていただき、互いに分担金を出し合えば合理的であります。一例を挙げれば、体育館は塩釜市の体育館を使い、文化センターは多賀城市のものを使い、プールは七ヶ浜町のプールを使う、広域化によって施設の更新をやめることで、負担は大きく減ることになります。3 つの自治体で広域施設を共用すれば、理論上は経費が 3 分の 2 削減されます。この方式は学校にも使えます。例を挙げれば、多賀城東小学校は市域の端に立地しています。ものの 5 分ほど歩けば塩釜市の塩釜第三小学校区になります。市域の端に立地する学校施設の児童生徒数が減少している場合、それぞれの事情でのみ判断すれば両方とも廃校にせざるを得ない状況になったとき、市域を越えて統合することで廃校を避ける可能性があると思います。

2 つ目は多機能化です。小中学校区単位にある施設、小学校、中学校、保育所、児童館、老人福祉施設、公民館、学童保育などです。これらの施設を本市では一つ一つ建設していますが、土地の購入、駐車場、玄関、玄関ホール、事務室、会議室、応接室、階段、廊下、トイレなどを別々に持つ必要があります。これを一つの建物に集約してはどうでしょうか。この中で一番面積があり古いのが学校です。児童生徒数の減少に伴う学校数の見直しを別途行った上で、存続もしくは統合する学校を建てかえる際に多機能化します。単なる共用ではなく、多機能に使えるようにつくり、学校も公民館も学童保育もその中のテナントとして入る方式にします。個別建設方式では本来の機能に使われるのは 6 割で、残りの 4 割の共用部分を負担しなければなりません。しかし、多機能化された施設においては共用部分を減らせ、大幅に負担が削減されるでしょう。本市ですぐに実現可能な例を挙げれば、築年数の一番古い鶴ヶ谷保育所と敷地を接する鶴ヶ谷児童館を合築すれば、園庭も広がり、事務室等に無駄がなくなります。学童保育の児童が弟や妹に当たる年齢の子の世話も見てやれます。

3 つ目はソフト化です。利用者の範囲が小さな施設で、地区集会所や公営住宅が該当します。本市は地区集会所がほぼ地区内にありますので、今回は市営住宅に関して論じてみたいと思います。民間不動産賃貸業者は、広告費、営業経費、貸し倒れリスクを含んだ家賃設定をしています。行政が空き室を数棟単位で借り受ければ、先の経費が不要になるので、大幅に安い家賃を設定できるはずですが、ロングライフ多賀城のような民間借り上げ方式の促進を検討されてはいかがでしょうか。今や建てかえをし、市直轄の建設運営はすっぱりと切り捨ててはどうでしょうか。ソフト化で土地や建物に余剰が生じれば、民間に売却もしくは賃貸することで収入を得ることができます。

その一例を申し上げます。東京都文京区小日向 4 丁目 3 番 3 号にある財団法人奈良県奨学会が運営している養徳学舎は、奈良県に居住する保護者の子弟で首都圏の大学に入学する男子学生のための学生寮です。建てかえに際し、余剰地を民間デベロッパーに 50 年間の定期賃貸借し、民間デベロッパーが賃貸マンションを経営して得られる収入を原資として地代権利金と寮の建設代金を相殺する方式をとりました。これによって奈良県は無償で新しい寮を手に入れられ、50 年後には再び土地を自由に使われるようになります。不動産価値がゼロでない限り必ず何らかのメリットがあるはずで、本市もそのような方策で施設運営をお考えになられてはいかがでしょうか。

そこで、次の 3 点について伺います。

1 つは、施設のワンセット主義から脱却し、近隣市町と施設の共用化を推進するお考えはありでしょうか。

2 つ目は、おおむね学校区単位の施設を合築するなど多機能化の取り組みにつかわれてはいかがでしょうか。

3 つ目は、公営住宅の民間借り上げ方式の促進を検討されてはいかがでしょうか。

公共施設と違い、インフラには多機能化やソフト化は使えません。インフラマネジメントには長寿命化、コンパクト化、包括化の 3 つの方式があります。質問通告に際し、既に多賀城市では長寿命化に取り組んでおられたので、コンパクト化について論じてみたいと存じます。実は、質問の通告をした後、2 月 16 日、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所、旧名財団法人東京市政調査会主催の第 34 回都市問題公開講座、テーマは「老朽化する社会資本再生の基本戦略」を受講して、インフラマネジメントで一番期待されるのは包括マネジメントであることがわかりましたが、包括化に関しては次の機会といたします。

簡単に言えば、コンパクト化はインフラの総量を圧縮することであり、市民の利益に直結する道路や橋梁はコンパクト化は難しいと思いますが、地面の下にある上下水道は可能かと私は思います。都市開発は計画的に同心円状に拡張されてきたわけではありません。上下水道管は複雑なルートで敷設されております。更新期にネットワークを簡素化することは技術上可能ではないかと私は考えます。市としては、ある地域で分析を試みてください。仮にゼロの状態でも再投資するならば約半分の管路延長で済むはずで、そこで、通告書に記載した上下水道のコンパクト化を検討されてはいかがでしょうかについて、市当局の御見解を伺います。

最後に、私の思いを申し上げたいと存じます。

今こそ発想を刹那主義から脱却して、50 年、100 年先を見越した社会資本の再投資や整備に精力を傾注しなければならないと思います。市の公共工事が「花の建設・涙の保全」から「花の保全」に転換することを期待してやみません。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、道路橋についての御質問でございますが、築後年数の比率につきましては、表現が非常に難しいので、10年刻みで以下のとおり表現させていただきます。本市が管理しております道路橋は全部で51橋あり、架設年数別では架設後10年未満が4橋、10年以上20年未満が17橋、20年以上30年未満が19橋、30年以上40年未満が8橋、40年以上が3橋となっております。昭和56年から平成11年の約20年間に架設したものが43橋で全体の84%を占めております。管理については、高橋跨線橋の大規模な改修を3カ年をかけて3億1,400万円で行いましたが、それ以外の橋梁につきましては日常的な点検で発見された破損等の小破修理を行っております。

なお、平成22年度には延長が15メートル以上の11橋の点検を357万円コンサルタントに委託して実施し、東日本大震災直後には職員が改めて点検を実施し、そして今年度には15メートル未満の橋梁の総点検を535万円を委託して実施いたしましたが、著しい損傷を負った橋梁はありませんでした。

今後、樋ノ口大橋外3橋、これは舟橋、鎮守橋、笠神新橋でございますけれども、これについて復興交付金による耐震化を図りながら橋梁の長寿命化計画を策定し、維持管理に万全を期すよう努めてまいります。

次に、本市における橋梁管理の土木技術者の実績についてですが、橋梁の管理につきましては本市職員の土木技術者が行っております。専門的な部分については外部委託を行うことにより維持管理の高度化に努めたいと考えております。

次に、施設の共用化推進についてでございますが、施設の効率化並びに財政負担の軽減の観点から勘案いたしますと有効な手法の一つであると考えられますが、それぞれの市、町において施設の更新時期や運営手法などが異なることなどから、それらを調整することは非常に困難であると認識しております。

次に、学校区単位の施設合築についてでございますが、これからの社会資本整備においては、増大する施設の維持管理費用の抑制や新たな財源を確保するなどの観点から、求められる施設の機能を多角的に分析し、効率的、効果的な施設整備が必要であると考えております。これを表現化する一つの手法として施設の合築や多機能化は有効であると考えており、本市における実際の合築等の事例といたしましては、文化センターと西部児童センターが上げられます。御存じのとおり、文化センターは中央公民館、市民会館、埋蔵文化財調査センターを一体的に整備したものであり、西部児童センターは児童館と留守家庭児童学級の機能を併設により整備したものでございます。また、現在進めている桜木地区災害公営住宅整備事業においても施設の合築を計画しているところでございます。

次に、公営住宅の借り上げ方式推進についてでございますが、既存の市営住宅については最も古い大代住宅で築35年が経過しており、やがては更新の時期を迎えます。市営住宅の耐用年数が到来して建てかえが必要になった際は、議員御指摘の民間借り上げ方式は有効な

手法と認識しており、実際ロングライフ多賀城については借り上げ方式を採用しているところでございます。現在、災害公営住宅の建設を進めておりますが、この住宅も市営住宅であることには変わりはありません。老朽化した市営住宅から災害公営住宅への移転などを勘案しながら、将来的には老朽化した市営住宅を解体することも選択肢の一つであると認識しておりますので、今後の動向を注視しながら判断してまいりたいと考えております。

なお、民間借り上げ方式のメリットといたしましては用地の取得費や建設費用等の初期投資が軽減されることが上げられますが、デメリットといたしましては契約期間中に空き家が生じると事業者へ賃借料の支払いが生じることや、入居後 20 年間で明け渡してもらわなければならないことなどが考えられます。

最後に、上下水道のコンパクト化への検討についてでございますが、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本につきましては、今後維持管理、更新等の増大が見込まれます。このような中、水道インフラを今後どのように更新整備し、また維持管理していくかが課題となっております。本市上水道におきましては、平成 23 年度に策定した多賀城市水道事業の基本構想である水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するため、中・長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を示すアセットマネジメント、いわゆる資産管理手法を導入することで事業環境の構造変化に対応し、資産管理水準の継続的向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、建設改良事業等につきましては、選択と集中を念頭に、特に道路改良事業と同時施工あるいは他埋設管と共同で施工するなど関連事業との連携を強化し、一体的に整備することによるトータルコストの縮減を図り、今後とも持続可能な健全経営を行ってまいります。また、下水道に関しても、上水道と同様に効果的な更新投資を図り、計画的に事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

ただいまの市長の御答弁で質問の大体の回答めいたものがきちんと示されたような感じがしてならないんですけども、ちょっと全体的なことをまずお聞きしたいと思うんですね。今、私が取り上げた公共施設やインフラのマネジメントというのは、いわば自治体経営そのものなんですよ。何て言ったらいいんでしょうね。資産を用いてどのような公共サービスを提供するかということですよ。そして、そのための資金をどのように調達して、どのように維持運営していくかという営みを日々続けていかなければならないものであって、まさにこれ自治体経営とほぼ同じではないかと思うんですよ。

本市は東日本大震災の後の復旧復興に精力を傾注しておられます。今回の質問にも、ほかの議員たちの質問にもそこが多く取り上げられておりましたけれども、その間も社会資本というのは老朽化が進んでおるわけなんですよ。復旧復興に力を入れながらも、市民生活が不

便にならないように、老朽化する社会資本にどのような方策を体系的にとり、トータル的に、今、個別の回答はいただきましたけれども、どのような方策をとっておられるのか、これが今回私が、一生懸命復旧復興に精力を集中しておったなら、実はいろんな施設の老朽化が進んでいてどうにもならなくなったみたいにならない、転ばぬ先のつえのための質問なものですから、全体的ないわゆる老朽化していく社会資本に対して体系的にどのように取り組んでいくかをもう一度具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この問題は、多賀城市だけじゃなくて、日本の全体で言えることだと私自身は思っておりますし、この間も、いつだったでしょうかね、東京都の要するに東京オリンピックのためにいろいろと高速道路をつくったりさまざまな形でインフラ整備をしてきたものがすごい老朽化で、これからそれをどうしていくかという問題がテレビで報道されておりました。私も、それは最終的には経営につながるものという昌浦議員のお話でございますけれども、そのとおりであろうというふうに思っております。しっかりとこれからは当然復旧復興に向けては最優先すべきものというふうに思っておりますので、それとあわせて今後恐らく10年後はこう、20年後はこうという長期ロングスパンで多賀城市のあり方、社会資本に対しての老朽化を計画的に進めていくように取り仕切ってまいりたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

その市長のお考え、覚悟といいますか、それを確かめただけでこの一般質問のほとんどが終わったみたいな感じになっちゃうんですけれども、ただ個別的にちょっとお聞きしたいことがあるんですよ。今の市長のお考えは十二分に理解しました。ぜひともそのように進めていっていただきたいし、いわば市民生活に何らかの不便も起こさないように、こういう社会資本といわれますか、公共施設やインフラ整備をその都度更新を図っていき、それなりに将来にわたって、いわば将来の市民に対してツケを回さないように、どうか努力をしていただきたいと思います。

さて、先ほど道路のところ、補強修繕の計画というものが橋梁の延命化を含めた橋の計画があるやというふうに御回答をいただきました。その辺でちょっと、申しわけないんですけども、その辺、さっきの樋ノ口橋を含めた、4橋も含めた延命化策の具体的なものの取り組みといいますか、何年にわたってやるのかとか、それからもう一つ、心配なのは技術者なんですけれども、いわば建設部の技術者がいろいろ点検などをやって、もしそれで駄目なところは、先ほどいろいろ御回答ありましたように外部委託、コンサルタントに任せたりしてきちんと修理の必要箇所等なんかは把握してらっしゃると思うんですね。

さて、一番最初に市長が回答していただきましたが、結構51橋も多賀城市あって、これが

ら10年後、20年後になるとかなり老朽化が進むのではないかと思うので、その辺まず1点、今後どういうふうにして修繕等含めた補修計画等ありましたら、その辺を具体的に御教示いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まず今後の修繕といいますか、管理の考え方ということでございますが、昨年の第4回定例会でも一般質問で阿部議員からいただきまして、そのときはトンネルでしたが、橋梁についても若干答えさせていただきましたが、橋長が15メートル以上、先ほど11橋と言いましたが、これにつきましては平成23年度に橋梁の長寿命化修繕計画というのを策定してございまして、これに基づいて25年度にまず4橋、樋ノ口とか鎮守橋とかの4橋を耐震補強するというので、新年度予算で計上させていただいておりますが、そのような形で進めていきたいということでございます。あと、15メートル未満の橋梁については、40橋ですか、51ありますから11引くと40橋、これにつきましても今後、今のところ点検結果によりますと損傷はないということで、今のところは安全かなというふうに考えてございまして、これにつきましても長寿命化的な計画を策定いたしまして、計画的な修繕、維持管理について定めていきたいなというふうに考えてございます。

あと、土木技術者に関しては、議員が指摘するような橋梁技術者というのは明確には定められておりませんで、一括して土木技術者と言っておりますが、やはりこれはトンネルもそうですけれども、経験なんですね。橋梁をやった経験が長い方が多分橋梁の専門技術者というふうに言いますし、多分トンネルにつきましてもそういう経験を持った技術者というふうになりますので、多賀城市の職員がそういう橋梁専門で携わるというのはなかなか回数、経験がないもんですから、一般的には土木技術者として通常の管理はしていくと。ただ、非常に専門的になってくるとコンサル等をお願いして、専門のそういう経験のある専門技術者をお願いするというようなことで考えてございまして、それにつきましても、これは経験によりますけれども、十分にそういうノウハウを勉強しながら管理を進めていきたいなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

それを聞いて橋梁に関しては幾分安心したところです。先ほどの鹿行大橋のように、いわゆる橋というのは下がらないもんですから、命の危険が非常に、崩落というか、そうなった場合すぐさま命の危険にさらされるというか、そういう代物なもんですから、その辺はやはり橋というもの、あるいはトンネルも含めてですけれども、他の構造物とは違うという認識のもとに橋梁に対してちょっと具体的にいろいろ聞いてみました。

それから、次はワンセット主義に関してなんですけれども、他の自治体の施設との更新時期



が違うので困難であるという御回答でございました。しかしながら、今、近隣市町とお話し合いをしていく中で調整がついていくものではないかと私は思うのです。いわば有効な手法であるということはお認めいただいたけれども、他の市町、村はないですね、私の頭の想定では塩釜地区を想定して物事を話しておるつもりなんですけれども、近隣の市町とこのようなことを話していくという方法論はまるっきりそれはとらないというわけではないと私は思うのですが、その辺のお考え方、有効な手段ではあるけれども、施設の更新時期が違うために困難であるということで門を閉めないで、門を開けていていただいて、このようなことをもう少し他の自治体の長の方と話をしてみようというふうなお考えはありますかだけ確認をしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

各市町の施設につきましては、当該市町の住民であるか否かにかかわらず、何人も自由に好きな施設を選択して使用することができる状況でございますので、現在利用体制を継続していきたいと考えております。2市3町でしょっちゅう話し合いする機会がございますが、なかなかその一線を越えられないのが現状だというふうに思っております、本当を言うと、例えばバスとかも2市3町で、どこまでできるかわかりませんが、一緒にすべきものは一緒に考えていくとか、そんな時代になってきていることは間違いございませんので、できるものはできる状態で、できれば将来的には少しずつその枠を大きく踏み越えていくような、そういうことも必要だと思っております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

それを聞いて安心しました。やはり今や広域化というのは避けられないような状況に来ておるんだということは私自身すごく痛感しておるきょうこのごろです。どうか一線を越えるというあたりでいろいろと話をし、よりいい方向、そして広域化というものをすごく進めていっていただきたいと私は思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、公営住宅の民間借り上げ方式なんですけれども、これも有効な手法であるというふうなお答えをまずはいただいたんですけれども、それで将来の選択肢の一つということでもお答えをいただきました。

デメリットなんですけれども、契約期間中の空き家といいますか、それを補償しなきゃならない云々と言うんですけど、これは毎年補欠募集というのをきちんとやってらっしゃるので、これどうして契約期間中の空き家、空き室が出てくるのか私にはちょっと理解できないんですけれども、何かしらそこにそういう発生するような要因というのはこのいわゆる民間借り上げ方式にはあるのかどうかということですね。それから、20年間の明け渡しというのもデメリットだということでもございましたけれども、これって契約は必ずしも20年

でなければならぬのでしょうか。確かに普通の木造住宅ですと、償却期間といいますか、減価償却は20年というのが設定されておるんですけども、これを例えば、今は木造まるっきりというのはないと思うんですよ。ですから、20年の明け渡し要件というのも必ずしもそうではないと思うのですが、その辺はどのようなことになっているのか具体的にお教えください。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

デメリットで、空き家が生じるとそういう負担が生じるというお答えをしましたが、これは一般的にそう言われている内容で、これはうちのほうとしてはデメリットとしては実際は考えておりません。ですからロングライフ多賀城を採用したということもありますので、常に満杯状態というのがうちのほうの実情ですので、このデメリットは、一般論で言うデメリットはうちのほうには該当しないだろうというふうに考えてございます。20年後、引き渡ししなきゃいけないというのは、これも再契約の可能性はあります。ただ、事業者が普通のところにアパート経営として事業者が移行した場合に、これは当然うちのほうは引き揚げなきゃいけないということがありますので、事業者の意向によってその可能性があるということだけの話で、決してこれがデメリットというふうな考え方は、一般論としてのデメリットというだけの話でございませぬ。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

私まじめに一般質問して、市長はまじめにお答えしたと思うんですね。その中でデメリット論ということで市長はおっしゃってんですよ。だから、あれ、おかしいなということで、私、質問したんですよ。そうしましたら市長の答弁とちょっと微妙どころでない違いがあるんじゃないかと思うんですね。これ当局の中で意思の統一されてない証拠じゃないですか。どうなってますか、これ、市長。市長のお考えのほうが良いと思うので、もう一度この辺、今の違いとの差異を教えてください。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

詳細なことは私はちょっと存じ上げなかったもんですから、一応これでいいのかなというふうに思いました。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

かりそめにもさ、一般質問というのはやはり重要なもんですよ。我々議員に与えられた特権

ですよね。市政のことに対していろいろ論じて、よりよき多賀城をつくろうと。ということで私が質問したら、何ですか、このデメリットで、市長はこうおっしゃったんだよ、明確に。これ配信されてますよ。そして建設部長に聞けば、ちょっと違いがある。再度市長に聞いたらその辺詳細はわからんということ。だってそのために打ち合わせして御回答していただくんでしょ。じゃ余りこの問題も違いがあるからどうのこうのってそこだけを突っ込んでもしようがないので。

いわばデメリットとして、契約期間に空き室状態というのは本市においては余りないんだと。それから、20年間で明け渡すというのは、これは一般的なものであるけれども、貸し主の意向によってはまた再度延長も可能であると。できれば、この問題はこれで終わりにしますけど、できればやはり30年ぐらいはロングで借りるような契約というものを当初に設定してほしいし、長く市民も借りられると思います。ただ、事業者の意向が途中で変わってしまったら、それはやはりいろいろとそれはそれなりにということにしていきたいと思います。

最後です。上下水道のコンパクト化についてでございますが、アセットマネジメント、これは次の一般質問のときにやろうかなと思って私もちょっと勉強させていただいたんですけども、図らずも上下水道のコンパクト化というところで御回答をいただきました。

さて、私は今まですごく私の考え方にこだわるようなことを言って恐縮なんですけれども、先ほど一般質問の中に申し上げたように、ある特定の地域を対象地区にして、これは水道と、それから下水道もちょっと試みの算出ね、試算してほしいんです。さっき言ったように、まるっきりゼロから投資しようと考えたときに、今ある布設管、下水道も水道もそれをうまくつなぐことによってトータル化というか、コンパクト化に持っていけないものなのかどうか。これできると思うんですよ、私。特に水道なんていうのは圧かかってますからね。各家庭に行くのはいいんだけど、本管以外に枝管というのかな、その本管をぐるっと丸くしちゃうというか、つないじゃう。行きっぱなしの放射状じゃなくて、ところどころでぶつんと丸くつなげるとか何かという形にしていくとどうなのだろうかというのが私のそもそもの発想の原点なんです。その辺、可能なかどうかだけ、これは技術屋さんである方たちに回答していただきたいんですけども、その辺も、せっかく一般質問したので、疑問点を解決したいもんですからお答えいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

昌浦議員の今の質問はループ化という意味でよろしいですか。（「はい」の声あり）ただ、水道管、上水道管と下水道の污水管というイメージでよろしいですか。（「そうですね」の声あり）それをつなぐ、その意味がよくわからなかったんですけども、上水道管だけの話で言えば当然ループ化はしてございますので、それは現在もやっています。

それから、下水管と水道管をつなぐというイメージ、ちょっとわからなかったんですけど

も。（「それは無理、それは違う」の声あり）もう一度お願いします。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

どうも一緒くたに、コンパクト化を検討されてはというので上下水道管をくっつけるんだとお考えになった、これは違うの。上、下水道管それぞれをコンパクトを検討されてはいかがかということでございますので、要は上水道管に下水道管をくっつけるなんていうことをはなから私は検討してと言っていたわけでもないんです。ただ、失礼申し上げました。書き方が、誤解を受けるような書き方をしたなと思います。

あえてもう一度言います。ループ化はされているということでございますけれども、いわば、何て言ったらいいんだろうな、そう言われてしまうと、私の頭の中をぱっと切ってお見せすればいいんでしょうけれども、要は管路延長とか何かというのは歯どめをきかせられないものなのか。確かに個別に水道管も下水道管も各戸にまで行ってますよ。しかしながら、その中で余分なところを切り取って、必要なところはあるんだけど、流量、例えばでっかい管に改良すればこれだけ設備投資的によくなるとか、そういうような方法論というのはあるんでしょうかね。また、お考えになったことあるんでしょうか、これだけ確認します。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

議員の求める答えと合致するかどうかわかりませんが、当然水道も下水道もでございますが、必要とされるものについてはそこまで当然入れますよね。ですから、当然そのループ化、例えば水のことですと行きどまり管にならないようにループ化する、それは当然水質のことも考えましてループ化してしますので、意味がちょっとよくわからない部分があるんですけれども。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

このことに関して私も技術者でないんですけれども、先ほど一般質問で申し上げたように、何ていうのかな、再投資すべきというのかな、ゼロからやった場合に、布設するよりももっと楽な方法ってのがないわけではないんじゃないかと私は思うんですよ。いいです、これは、やめます。もう一回、自分で勉強して、次回にまた同じようなことで、もっと御理解いただけるように申し上げたいと思います。

いや、簡単というわけではないけど、私考えるには、同心円状に拡張されてきたわけでないから、複雑なルートで布設されているものを更新期に、更新期にだよ、ネットワークを簡素化することは技術上可能なのかどうかと私は申し上げてんだけどね。それお聞きになって、どうなんでしょう、その 1 点だけで上水道と下水道で可能なのかどうかというのを試算し

てみてください。できるかどうかだけで結構です。するしないはまた別にしてもね。どうなんでしょうか、よろしく。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

もう少し検討させていただいて、もしできるようであればその辺も含めて積算してみたいと思います。あと詳しく議員の情報を、もしわかれば教えてください。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

これは頭の中での机上の空論と思われがちかもしれないけど、私はこれやってみたら案外可能なんではないかなというふうに、漠然とよ、具体的なのは私まだお示しできないし、そうはないんですけど、漠然と私は思っております。それによって再投資する金額というのが格段に減るはずではないかと思うので、いずれにしろ、今、試算をしていただけるというふうに御回答いただいたもんですから、私自身もこういう先例があるのかどうか調べまして、また先ほども申し上げましたように包括化の問題もありますので、また次回というか、いつになるかわかりませんが、直近にまた一般質問という形でさせていただきたいと思います。いろいろと御回答いただきまして、まことにありがとうございました。

ただ、最後に一つだけ、いわば借り上げ方式に関しては、災害公営住宅をおつくりになられて、それも立派な市営住宅だと言いながらも、やはり既存の住宅というのは経年劣化はしておりますので、その辺で借り上げ方式に関してはよくよく吟味して、それが採用されるようであればそちらのほうを、いわゆるデメリットよりもメリットのほうが多いように私は思いますので、その辺のこれからの建てかえについての御検討方をよろしく願いして、最後はお願いでございますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

6 番米澤まき子議員の登壇を許します。

（6 番 米澤まき子議員登壇）

○6 番（米澤まき子議員）

今議会 2 日間の日程の最後の通告者でございます。実のある回答を期待申し上げて、最後の質問とさせていただきます。

市立多賀城東小学校県道歩道橋についてです。多賀城東小学校前の主要地方道仙台塩釜線にかかる横断歩道橋、凍結時の対策について質問させていただきます。

当該歩道橋は、県道の 4 車線化、交通量の増加を予測し、宮城県に設置いただきました。そのため、児童の通学登下校時においては交通量の多い県道を避けることができ、児童の安全確保が維持されております。また、このたびの東日本大震災直後の階段部分損傷補修についても、宮城県仙台土木事務所に早急な対応をいただいております。設置から管理に至る

まで宮城県のお世話になり、感謝いたしておるところでございます。

さて、このたびの質問ですが、最近では冬の時期になりますと宮城県内でも例を見ないほどの冷え込みが激しく、また本市においてもことしは積雪量が多く、路面の凍結による車両事故や通行人の転倒事故等が多発している状況にあります。

事件事例からも、当該歩道橋についても例外ではございません。私自身、学校支援ボランティアで様子を見ておりますが、歩道橋斜路、階段部分ですが、凍結により児童が転倒した様子を目の当たりにしております。多いときでは3人から4人の児童が転倒している状況でございます。当地区は地形特性上も小学校のある小高い山と貞山堀に挟まれた狭窄な形状をしており、県道と運河が並行しているため風道となりやすいこと、また歩道橋の斜路自体が陰となっていることや、歩道橋につながる車道の歩道部も傾斜があり、これらも要因であると考えます。橋の構造的には歩道橋自体が銅製のため熱伝導が早く、積雪後には気温が低くなると比較的凍結しやすい特徴もあります。幸いなことにこれまでには結果として大きな事故はありませんでしたが、凍結すれば危険きわまりない場所であり、現在、多賀城東小学校の校長先生初め学校支援ボランティアで融雪剤の散布、除雪を行っておりますが、融雪剤の散布も登校時間の範囲のため効果に期待できないことから、転倒事故防止につながる対策を県に求めていること、さらに本質問に対する回答が今後県への働きかけ次第であるということであっても、いつまでに誰とどのような協議を図るのかを明確にさせていただき、一日でも早い通学児童生徒の安全確保のための施策を実行すべきではないでしょうか。

続きまして、2点目の登下校時の安全確保の取り組みについての質問でございます。

昨年4月、京都府亀岡市において、集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み、児童2名、保護者1名の計3人が犠牲となりました。全国で同様の事故が相次いだことに、昨年、文部科学省からの通学路の交通安全について関係機関との緊急合同点検実施を受け、お隣塩釜市では地形上狭隘道路が多いことから、歩車道分離されていない学校周辺道路にカラー舗装を行いました。私自身、ことしに入り、車で塩釜市の国道45号から旭町から塩釜市立第三中学校までに抜ける道、その際に通学路の路側帯にカラー舗装、緑色の舗装がされているのに気づきました。歩行者が目に入ったのではなく、緑色のカラーが目に入ったというのが正しいかもしれません。おのずと注意をするかのように減速という意識が働きました。歩車道が分離されていない学校周辺道路の路側帯をカラー舗装によって区分表示し、ドライバーに対して子供たちが歩く通学路であるということをわかりやすくすることで、登下校の安全確保と子供たちにも意識して歩きやすくなる効果が期待でき、交通事故防止にも大きく役立つものと思われまます。いかがでしょうか。

最後に、社会実験という形で主要な交差点にハンブを置いたり、路側帯にカラー舗装を施したり、自動車と歩行者の通行区分を明確にするための区画線を引くなどの対策を施した結果、一定区間ではスピードを出して走行する車が大幅に減少した事例も報告されています。子供の命を守るための通学路でもあります。十分に検討していただければと思います。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、多賀城東小学校前の県道歩道橋の凍結対策についてでございますが、私も貞山運河の橋 3 つ、4 つですか、橋がいっぱいありますけれども、実際自分で立って何回か経験したことがあります。本当につらい思いをしています。というのは、それだけ川とか運河を渡る風というか、冷たいので、当然そういう状況だったんだろうなと思います。

当該歩道橋につきましては、宮城県で管理しておりますので、降雪時の実情を伝えて対策を求めてまいりたいと思います。

なお、市内の歩道等の除融雪につきましては、配布した融雪剤で融雪されるよう市民の方々に協力をお願いしておりますので、当該歩道橋凍結の際にも地区の方々の早目の融雪作業への御協力をお願いしていきたく思っております。

いつまでどのようにするか具体的にと言われましたけれども、その辺早目に手配して、具体的に「じゃこうします」ということを後ほど御連絡申し上げたいと思います。

次に、登下校時の安全確保の取り組みについてでございますが、平成 24 年 8 月に市内 6 小学校の通学路につきまして、塩釜警察署交通課、各小学校の教員と保護者、学校教育課、交通防災課及び道路公園課による合同点検を実施いたしました。その際に、歩道がない通学路の消えかけている外側線などの設置について要望があり、今年度の工事として設置することとしております。交通事故防止の観点から、関係機関と連携を図りながら児童生徒の通学時の安全確保を図ってまいります。

また、カラー舗装による表示につきましては、現在のところ本市では行っておりませんが、今年度塩釜市が路側帯のカラー舗装を行っておりますので、その路線を参考にいたしまして、カラー舗装の効果について十分に分析を行い、必要性を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

6 番米澤まき子議員。

○6 番（米澤まき子議員）

きのうからの雪で、けさ学校支援のボランティアでちょうど中峰橋のところにも立っていただいております。本当にあちこちで通学路のところに学校支援のボランティアの皆さんが早朝から立っていただいております。本当に子供たちの安全を見守っていただいております。けさ 6 時に起きて、その足で中峰橋を渡って、それから歩道橋をけさ雪かきをしていただいたボランティアの方がいらっしゃいます。けさお電話いただいて、「きょうは大丈夫、転んだ子供いないから」というお電話をいただきました。

私はちょうど学校支援ボランティアの前からのずっと見守りで活動しておりましたけれども、そのときからちょうど私が立っているところというのは東側の門の柵のところなんです。おかげさまで市からも融雪剤をいただいたり、それから学校側でもきちんと融雪剤を用意していただきました。ことし初めてです、学校側の対応で教職員の方が皆さんで雪かきをしていただいている風景を見たのは。それまでは一度も見ることはありませんでした。というのも、やはり私もそうですけれども、自分の自宅の雪かきだけで皆さん手いっぱいだと思います。

歩道橋というのは積雪のあるうちはまだいいんですが、翌日からシャーベット状態になる、中峰橋の材料というんでしょうかね、歩道橋の材料も滑りやすいのは皆さんも多分経験されて御存じだと思います。それが何よりも、小学校の児童、大代6丁目、5丁目、4丁目、3丁目の児童で264名おります。さらにそこに東豊中学校の生徒が約100名近くがそこを通ります。笠神新橋を通るあそこにも歩道橋があります、砂押川に。でもそこは歩道がありますよね、横断歩道が。だから別な対策としてそこを渡ることができます。しかしながら、大代の場合はそこしかないんですよ。横断歩道も割と滑りやすいんです。ことしの1月、一般成人女性の方がそこで骨折、転倒しまして骨折をしました。先週、2週間前には児童がそこで転倒しまして、今骨折をしております。

そういった中で、本当に、ただ単に、本当に期間が短いんですよ。冬の間は本当に短いんですけれども、こんなに降られると本当に地域の方だけじゃなく、ボランティアの方には本当に申しわけないくらい毎日のことなんですけれども、本当に心配されている状況でもあります。この辺について、通学路の観点から教育長にちょっと一言お願いしてもよろしいでしょうか。議長、構いませんよね。

○議長（板橋恵一）

どうということをお聞きするんですか。

○6番（米澤まき子議員）

通学路、今の危険な状態をどのように思われるかというのを教育長にもちょっとお話を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。議長、よろしいですか。教育長、ちょっとお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

子供の交通安全というふうなことで、大きな事故の問題があったというふうなことで、文科省その他の調査がございました。昨年、調査をいたしまして、小学校単位というふうなことで、26カ所ありました。それにABCの緊急度をつけて、今その対策をしているわけですが、御存じのように、子供たちの交通安全の指導だけではまならないというふうな、路面のこと、今言った階段のことですので、こういうふうなことについては、中峰橋だけでなく、そのほかにもあるもんですから、市の建設部その他の力をかりながら、どこ



までできるか、なかなか簡単にいかない、道の幅とかあるもんですから、できることからや  
っていくと。その調査をやった結果、2カ所解決しているというふうなこと、あと2カ所  
近々やるというふうなこと。ただ、19カ所についてはなかなかまだ状況が非常に難しい課  
題があるもんですから、これについては今後いろいろ県のほうにも働きかけなくてないし、  
なお文科省に出したことについても県のほうからこれについてどうのこうのというふうな  
返りがありません。この辺についても今後細々とお願いをしなくてないなというふう  
に思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

6番米澤まき子議員。

○6番（米澤まき子議員）

急に教育長に振ったものですから、歩道橋の滑る危険度ということで、その辺について回答  
を求めたんですけれども、申しわけありません。別な2番目の質問のほうに対しての御意  
見ということで、それを深く受けとめておきますので。そういった認識ではあるというこ  
とで、ぜひとも、県に対しても降雪時の危険な状態をぜひともよろしくお願ひしたいと思いま  
す。

2番目の再質問になります。

先ほど歩道のない通学路について、外側線ということで、今年度の工事としてやりますとい  
うお話でしたけれども、路側帯と歩道というのは私は同じと思っていたんですが、外側線と  
いうのは逆を言ったら車道の一部と考えるんですが、今回、合同の点検から改善を行った結  
果、例えばそれ自体が私は逆に今回の事故、亀岡市で起こったものというのは歩車道分離さ  
れてないところに車が突っ込んだ状況でしたよね。そうすると、先ほどの答弁の中で、外側  
線をただ引いただけでは、私は今回のこの点検の意味がどこにあるのかなというふうにな  
ちょっと思ったんですけれども、その辺伺ってよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

あくまでも外側線は車道と端までの間に、50センチのところにありますけれども、その消  
えかけている部分を明確に直しましょうということで、うちのほうで今年度の予算の中で  
その消えかけた外側線を白く塗りかえましょうということでございます。

○議長（板橋恵一）

再々質問は終わっていますので、一般質問のほうは終わりになります。

これをもって一般質問を終わります。

---

日程第3 議案第25号 平成25年度多賀城市一般会計予算

日程第4 議案第26号 平成25年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算

日程第5 議案第27号 平成25年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 28 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 29 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 3、議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算から日程第 9、議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算までの平成 25 年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本予算の提案理由については、さきの施政方針の中で既に説明されておりますので、この際省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 25 号から第 31 号までの平成 25 年度多賀城市各会計予算については、委員会条例第 6 条の規定により 18 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案 7 件については、18 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これの付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により全議員 18 名を指名いたします。

---

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 2 月 26 日から 3 月 7 日までは休会といたします。

来る 3 月 8 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦勞さまでございました。

午後 2 時 08 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 2 月 25 日

議長 板橋 恵一

署名議員 松村 敬子

同 阿部 正幸